

広告掲載申込書

一般財団法人北九州市教職員互助会 御中

一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱の内容及び NEWS 広告募集要領を理解した上で、一般財団法人北九州市教職員互助会公式ホームページの、「WEB 広告」NEWS 広告欄に、以下のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 掲載希望月 令和6年 月 掲載希望（希望月を入力してください）

NEWS 広告料金 3,000 円+消費税 10%300 円=3300 円(税込価格)

※この申込書でお申込みの場合は掲載月ごとに1枚必要です。

決定通知は、電子メールで毎月2日（土日祝日の場合は翌営業日）にお知らせします。

募集枠数を超えて応募があった場合は抽選になります。

下記掲載時期等を参考にお申し込みください。

NEWS 広告掲載時期	申込締切日	募集枠数	金額 3,000 円(税別) お支払い期日
令和6年 1月掲載	令和5年 11月 30日(木)	7	令和5年 12月 28日(木)
令和6年 2月掲載	令和5年 12月 28日(木)	7	令和6年 1月 31日(火)
令和6年 3月掲載	令和6年 1月 31日(火)	7	令和6年 2月 29日(木)
令和6年 4月掲載	令和6年 2月 29日(木)	7	令和6年 3月 28日(木)
令和6年 5月掲載	令和6年 3月 28日(木)	7	令和6年 4月 30日(火)
令和6年 6月掲載	令和6年 4月 30日(火)	7	令和6年 5月 31日(金)

※3箇月連続して掲載希望し、以下のとおり連続掲載ができない場合もございますのであらかじめご了承ください。
例) 1月抽選なし掲載可→2月抽選により掲載不可→3月抽選により掲載可

2 申込者記入欄

〒

住 所 _____

社名(施設名) _____

TEL _____

E-Mail _____

担当者名 _____

一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人北九州市教職員互助会（以下「互助会」という。）が管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、団体生命保険等収益事業規程第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 互助会ホームページ 互助会が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 互助会ホームページのバナー広告欄に文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) NEWS広告 互助会ホームページのNEWS広告欄に文字で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 互助会ホームページに掲載する広告は、互助会ホームページとしての品位及び信頼性を損なうことのないものとし、掲載内容及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性又は宗教性があるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに準じるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (8) その他掲載する広告として適切でないと理事長が認めるもの

(広告の掲載位置等)

第4条 広告について、次の各号に掲げる事項は、別に定める。

- (1) 広告を掲載する位置及び枠数
- (2) 広告の規格

(暴力団の排除)

第5条 広告主は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、第3号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告募集要領のとおりとする。

- 2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
 - 3 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- (広告掲載の申し込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書等に、必要事項を記入のうえ互助会に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 互助会は、第3条及び第5条の規定に基づく審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

- 2 互助会は、前項の規定により掲載する広告を決定したときは、その旨を広告主に通知する。
- (広告内容の変更)

第9条 互助会は、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令等に違反している、若しくはおそれがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 互助会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告等を行わずに、直ちに広告掲載の決定を取り消し、又は広告を削除し、若しくは広告掲載を一部中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) その他、互助会ホームページへの広告掲載が適切でないとき

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、互助会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により互助会に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第12条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月以降の納入済み月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、リンク先のURLを変更することができる。

2 広告主は、広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日の2週間前までに当会に届け出ることとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、バナー広告、NEWS広告及びそれらのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

令和5年10月1日一部改正。令和5年10月1日から施行する。

NEWS 広告募集要領

【申込対象条件】

一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱の内容を理解した上でお申込みください。

- ・申込対象者は広告主（代理人不可。※委託等含む。）であること。
- ・一般財団法人北九州市教職員互助会ホームページ広告掲載要綱第3条に該当しないものであること。
- ・一般財団法人北九州市教職員互助会と取引関係にあるもの、または過去取引関係にあったものであること。（経営形態等変わっているものは要相談。）

【申込方法と必要書類】

「広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、下記申し込み・問い合わせ先へ、郵送または「広告掲載申込書」をPDFでメールに添付してお送り下さい。

1 枠の申し込みにつき 1 枚の申込書が必要です。

NEWS 広告で連続して数か月お申込み希望の場合は、1 箇月ごとにお申込書が必要です。月末で締め切りし、お申込み応募の多い場合は抽選になります。

※ 3 箇月連続して掲載希望し、以下のとおり連続掲載ができない場合もございますのであらかじめご了承ください。

1 月抽選なし掲載可→2 月抽選により掲載不可→3 月抽選により掲載可

※ 直接入力可能な申込書様式データを希望の場合は下記担当者へ「広告掲載申込書送付希望」と、電子メールでお知らせください。返信にてデータ文書を添付します。

【申し込み締め切り】

毎月末締め切り。

掲載開始日の 1 箇月前（締切日が土日祝日にあたる場合はその前営業日）

例) 令和 6 年 4 月 1 日掲載希望 締切日：令和 6 年 2 月 2 9 日

【データ入稿締め切り】

NEWS 広告データ入稿期限：掲載開始日の 2 週間前

※ ホームページは、現在のレイアウト・デザインから一部変更される可能性があります。予めご了承ください。（広告枠は除く）。

☆令和5年度バナー広告募集は終了しています。次回は申込対象条件を基に令和6年1月に当会より関連施設等へ郵送で令和6年度バナー広告の募集を行います。

【申し込み・問い合わせ先】

一般財団法人北九州市教職員互助会 担当：福山
〒802-0075
福岡県北九州市小倉北区昭和町16-1
TEL093-941-5897 FAX093-941-5802
Mail fukuyama@kitakyu-kyogo.or.jp
URL <https://kitakyu-kyogo.or.jp/>